

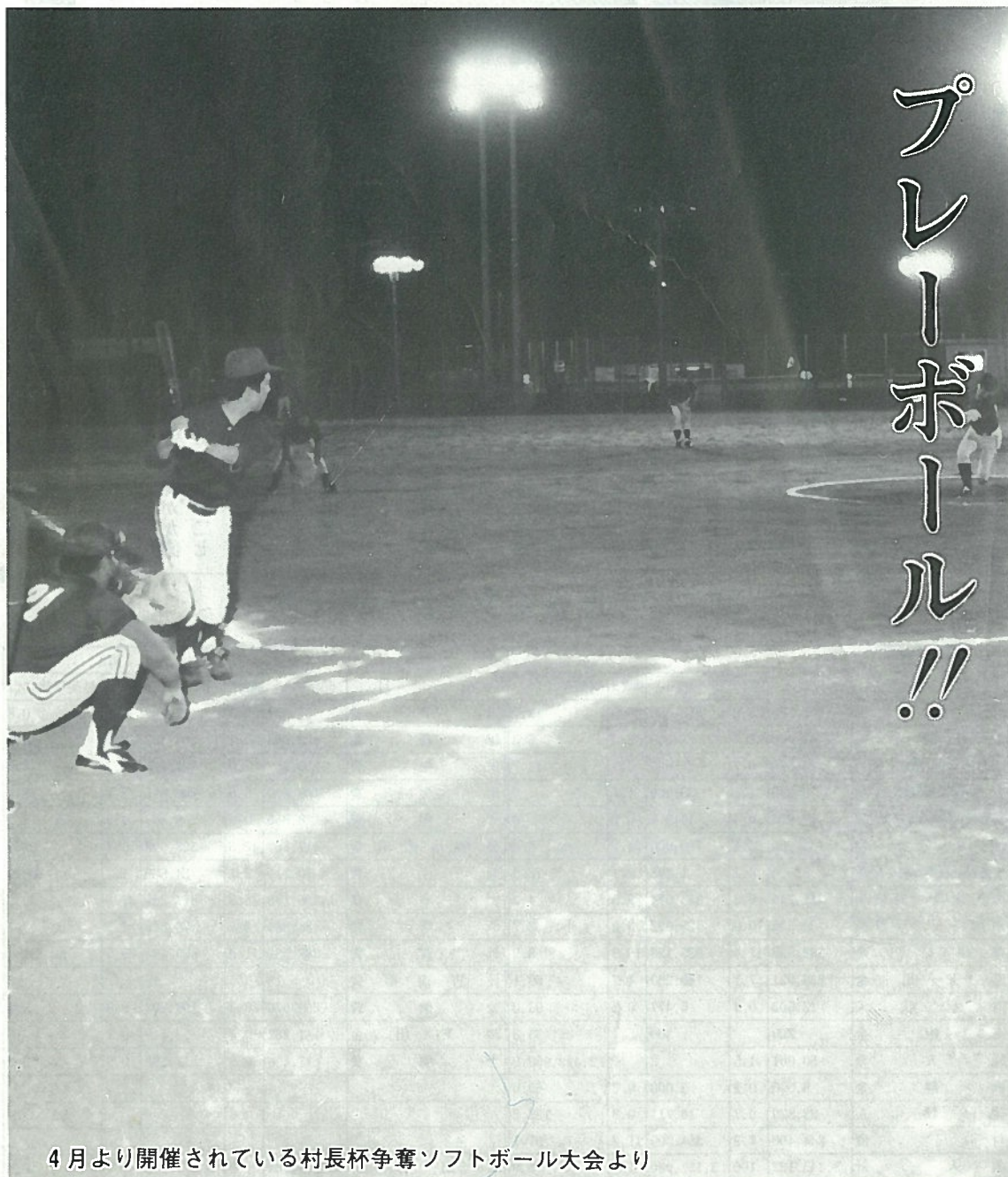


# にしごう

広報にしごう第174号  
昭和60年5月1日

## VOL.5

■村のうごき 人口14,300人(+110) 男7,194人(+73) 女7,106人(+37) 世帯数3,533戸(+40) 5月1日現在( )は対前月比



プ  
レ  
ー  
ボ  
ー  
ル  
!!

4月より開催されている村長杯争奪ソフトボール大会より





# 60年度当初予算

昭和60年度の当初予算は、十三億四千五百十二万二千円と決まりました。

国の財政硬直化に伴い、本村においても歳入面では、地方交付税の減額、各種補助金の見直し、整理と村の財政状況も厳しさを増す一方です。この状況下、事業の選択と質的充実を図り予

算の効率的配分が強く要求されています。村政の基本方針である「農工商一体の村づくり」を予算編成の基本とし、農業基盤の整備、都市計画の拡充促進、道路の整備や公営住宅等の建設を推進し、村民生活の向上を図るものです。

村の財政は、歳入面で村税の伸びが十三％（一億一千五十万六千円の増）と

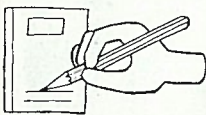
## ▲ 今日も元気登校一年生

なりました。これは主に、企業等の進出により法人村民税及び固定資産税、電気税等が伸びたためです。しかし、地方交付税は前年度より五四％（四千八百八十九万）下回り、その結果、一般会計予算の前年度に対する伸び率は五・九％と

なり十三億四千五百十二万二千円となりました。

除予算の歳入内訳は村税が九億六千三百五十八万六千円で二七％、地方交付税が七億三千八百二十万円で二四・七％となり、この二つで歳入の半分以上を占めています。また国庫支出金が八・九％（四七、四一〇千円）、県支出金が五九・一％（八七、六四一十千円）伸びていますが公営住宅の建設、農道改良工事等の事業によるものです。

一方、歳出面では、道路整備や水道施設整備などの新しく採択された補助事業等が要因となり、土木費で四〇・二％（三五二、九二九千円）の増で十二億三千九百八千円となり、さらに新事業採択で一〇二・八％（三五、五三二千円）増の商工観光費、二七・二％（八九、三三九千円）増の農林水産業費とつづいております。



## 昭和60年度当初予算目的別状況

単位：千円%

入						出					
項目	60年度(a)	構成比	59年度(b)	構成比	対前年比(%)	項目	60年度(a)	構成比	59年度(b)	構成比	対前年比(%)
村税	963,586	28.8	853,080	27.0	13.0	議会費	67,839	2.0	67,299	2.1	0.8
地方譲与税	67,000	2.0	63,000	2.0	6.3	総務費	438,698	13.1	405,482	12.8	8.2
娯楽施設利用税交付金	24,626	0.7	21,660	0.7	13.7	民生費	236,153	7.0	227,128	7.2	4.0
自動車取得税交付金	35,000	1.1	35,000	1.1	0	衛生費	168,807	5.0	106,315	3.4	58.8
国有提供施設等助成交付金	14,978	0.4	14,978	0.5	0	労働費	8,866	0.3	9,357	0.3	△ 5.2
地方交付税	738,200	22.1	780,000	24.7	△ 5.4	農林水産業費	417,862	12.5	328,523	10.4	27.2
交通安全対策特別交付金	2,590	0.1	1,498	0.1	72.9	商工費	70,111	2.1	34,580	1.1	102.8
分担金及び負担金	311,245	9.3	298,674	9.5	4.2	土木費	1,230,198	36.8	877,269	27.8	40.2
使用料及び手数料	30,506	0.9	29,692	0.9	2.7	消防費	88,886	2.7	78,625	2.5	13.1
国庫支出金	582,538	17.4	535,128	16.9	8.9	教育費	388,533	11.6	805,484	25.5	△ 51.8
県支出金	235,921	7.1	148,280	4.7	59.1	災害復旧費	15		15		0
財産収入	12,502	0.4	6,477	0.2	93.0	公債費	209,676	6.3	198,202	6.3	5.8
寄附金	200		300		△ 33.3	諸支出金	1,982	0.1	2,149	0.1	△ 7.8
繰入金	50,001	1.5	2		2,499,950.0	予備費	17,496	0.5	17,552	0.5	△ 0.3
繰越金	8,000	0.2	5,000	0.2	60.0						
諸収入	23,829	0.7	10,711	0.3	122.5						
村債	244,400	7.3	354,500	11.2	△ 31.1						
歳入合計	3,345,122	100	3,157,980	100	5.9	歳出合計	3,345,122	100	3,157,980	100	5.9

こども特に新入学(園)児を交通事故から守ろう



各課の主な予算

(総務課)	交通安全施設等工事	1,120
(企画調整課)	国土調査事業	6,684
(保健課)	各種住民検診関係	9,634
(商工観光課)	観光地整備事業	22,370
(産業課)	ほ場整備事業	64,200
	野菜産地総合整備対策事業	35,318
	新農業構造改善事業	39,453
	山村振興農林漁業対策事業	52,600
(建設課)	村道整備事業	132,970
	公営住宅建設事業	213,045
(都市計画課)	区画整理事業	576,144
(学校教育課)	村立小・中学校補修工事関係	23,399
	備品購入関係	10,353
	幼稚園就園奨励費補助金	13,778
(社会教育課)	村民体育館整備事業	12,000
	社会体育振興助成金	1,565

③ 単位は千円

健康で明るく豊かな村づくり

農林業

団体営ほ場整備事業として実施されてきた鶴生地区及び高助地区が本年度で終了の予定です。これは、昭和五十六年度より五ヶ年計画で面積五六・九ヘクタール、事業費二億八千八百五十万円で実施されてきたものです。なお、山下地区は継続して実施されます。

また、団体営ほ場整備事業として羽太地区が施行されてきま

商工

したが、今年度より柏野地区の調査測量設計費として一千百万円が計上されました。

また、農業関係では農村基盤総合整備事業の一環として集落道一、二、三号(大平地区)の改良舗装、第三期山村振興農林漁業対策事業として農道滝の尻線の改良舗装(折口原地区)、農山村振興特別対策事業として黒川地区集落センター建設などが計上されました。

かねてより懸案となっていた家族旅行村の実施設計事業・生活環境保全林整備事業が採択になりました。この事業は、総面積六七・一三haの土地に、勤労者が週休等余暇を利用して自然に親しみながら健康増進、人間の回復、生活の充実感の増大等を図るための施設(センターハウス、野外スポーツ施設等)が建設される予定です。

役場職員の人事異動

▼四月一日付にて、次のとおり人事異動がありました。( )内は旧職名です。

▼住民課長 白岩寛(産業課長)

▼西郷村保育所長 安部正英(有線放送電話室長)

▼産業課長 伊藤亮二(議事事務局長)

▼建設課長 鈴木徹(都市計画課長)

▼企画調整課長 花安紀夫(社会教育課主幹)

▼都市計画課長 小針義孝(社会教育課長)

▼有線放送電話室長 森俊夫(産業課長補佐)

▼議事事務局長 近藤克夫(企画調整課長)

▼学校教育課長 星房利(都市計画課長補佐)

▼社会教育課長 鈴木森雄(学校教育課長)

▼税務課長補佐 宮川忠士(税務課係長)

▼企画調整課長補佐 菊池巨高(総務課係長)

▼都市計画課長補佐 阿久津興一(都市計画課係長)

▼水道事業所次長 真船啓(水道事業所主任査)



# 犯罪捜査にご協力を!!

最近の犯罪は、質的にも金融機関をねらった強盗事件や、通り魔殺傷事件、コンピューターを利用した犯罪、保険金を目的とした犯罪など、時代の変化を反映した新しい形態の犯罪が多発しているとともに、多数人殺傷事件、連続放火事件等の凶悪事件が目立ち、その犯行もますます悪質、巧妙化が一層進んでおり、今後の犯罪情勢には、十分な警戒が必要です。

一方、捜査活動も都市化の急速な進展、交通手段の発達等に伴って年々困難になってきており、従来の検挙水準を維持し、さらにこれを向上させるためには、皆さんの捜査活動に対する理解と協力が是非必要なのです。どんなささいな情報であつても、犯罪に関し見たり、聞いたりして知っていることについては、積極的な通報をお願いいたします。

○事件を知つたらすぐ一〇番通報が早いほど犯人の検挙も高くなります。

警察では犯人が逃げられないよう「アミの目」を早くはり犯

人逮捕に全力をつくします。一刻も早い通報をお願いいたします。

○被害にあつたら届出を警察では日常活動で被害品発見に努めています。被害額が少なからず、被害品

(1) 心の働かせ方の訓練 今日このドライバー教育は、道交法の知識、安全運転の知識、運転技能に重点がおかれている。しかし運転者が安全な行為をとれるためには、何に注目し、必要情報をどのようにとり、どのように判断しなければならぬ

いかの「心の働かせ方」が重要な意味をもち、そのための訓練がドライバー教育の中に、とりいれられなければならない。運転中にどのように「心を働かせる」かを習得させることは、教育の仕方によって容易に実現できる。

例えば、西ドイツなどでは、運転状況をスライドや写真など

が古いからと考えすぎて届を出さないで発見もできなくなりま

す。小さいものでも被害にあつたら届出をお願いします。

○被害現場はそのままだに被害にあつたと思つたら、手を触れないで一〇番をして下さい。被害現場は手を触れない、動かさな

い、掃除をしないで警察が行くまでそつとしておいて

で示し、注意すべき点を挙げさせ、同時に次に起るであろう事柄を予想させ、さらにその対処方法を考えさせる訓練が行われている。

(2) 道交法の徹底的教育 単なる知識としての道交法を教えるのではなく、道交法に従

わなければという気持を深めるような教育がとられる必要がある。「青少年ドライバーは道交法を知らないのではない。知つていながら違反しているのだから

これ以上、教えることは無駄である」と言う考え方があ

る。しかし法を知っていることと法を

守ることは別である。

(5) 運転中、自分の心を内省で

きる教育訓練 ドライバーが自分の欲求感情をそのまま、おもてに出して運

転することほど危険なことはない。日常生活の中で、自己の欲

求感情を抑制できたり、情緒不安定や、フラストレーションを

解消できる人間の感情が求められる。

だが運転に当たつても自分の心がどのように動いているか内省的に眺める訓練をすることによ

つて、安全運転の条件を作り出すことも可能である。

このほかに、「探求学習法」や「集団意志決定法」などがありま

すが紙面の都合もあり、いずれ機会を見て、研究したいと考えております。

## 交通安全教育への提言

指定交通保護司 小 椋 誠 三

全運転は期待で

(4) スピード抑制の教育

運転中、ドライバーから見える範囲と見えない範囲があることを認識させ、隠れた部分から

自分の進路に出現するかも知れない相手との関係を考慮して車のスピードをコントロールする





## 道路台帳作成についてのおねがい

西郷村は、村が管理する道路の現況を正確に把握し、村道の適正な維持管理に資するため道路台帳を整備することにしました。

この作業は航空測量によって空から村道を撮影し、図面と調書を作成するものです。今回の撮影は、高度約四五〇〜七〇〇メートルの低空飛行になるため若干の騒音も予想され、また航空写真測量のため測量の基準となる対空標識も多く設置されます。航空写真撮影後は、この写真をもとに土地（特に村道から左右二十五メートルの範囲）の形やブロツクベいなど台帳作成に必要な調査のため、作業員がみなさんの土地に立ち入ること

がありますので御協力くださいますようお願いいたします。なお次の点については、特に御留意の上是非御協力下さるようお願いいたします。

### 記

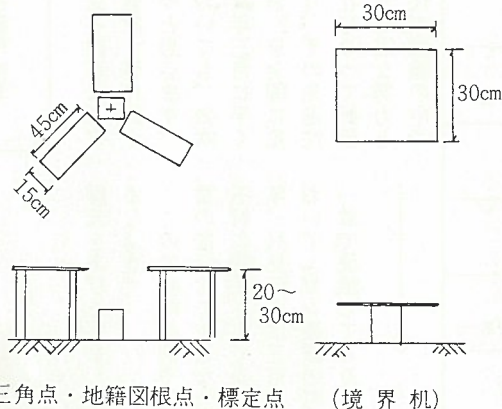
一、航空測量のため設置する、対空標識板（白ぬりベニヤ板）にさわらないでください。特に子供さんにはよく御指導をお願いいたします。あなたの土地や建物（屋上）にこの標識を設置することとなった場合は、是非御協力ください。

二、現地調査のため住民の皆さん方、建物やブロックベいなど道路台帳に必要な調査のため、作業員が土地に立ち入りする場合は立会の必要はありませんが御協力ください。なお作業員には身分証明書を携帯していますが、ご不審な場合は建設課までお問い合わせください。

### ◎対空標識板の設置期間

昭和三十二年五月十日から昭和六十一年二月二十八日まで

### 対空標識例



西郷村役場 建設課  
問い合わせ先  
☎ 二五一一一一内線二五一一

### 羽太小学校々舎完成

昭和五十九年七月二十五日に着工し昭和六十年三月五日に完成いたしました。



総工事費二億四六、七四七千円を費やし建物内訳は普通教室六室、特別教室五室、更に本村では初めての多目的ホール一室を備えた建築面積一、七二二平方メートルの鉄筋コンクリート二階建の近代的な校舎の完成を見るこ

### 交通事故の無料相談

#### お気軽にどうぞ

交通事故でお困りの方の相談相手として、日本損害保険協会では「自動車保険請求相談センター」を設け、専門の相談員が相談に応じています。

また、弁護士が法律上の相談にも応じます。相談は無料となっておりますので、お気軽にご利用ください。

▽相談時間 平日は午前九時三〇分から午後四時四〇分まで、土曜日は午前九時三〇分から正午まで。(ただし、第二土曜日は休み)

▽弁護士相談日 毎週木曜日午後一時から四時まで。

#### ▽相談場所

〒九六〇福島市栄町二〇一

住友生命福島ビル内

「福島自動車保険請求相談センター」

☎ 二四五(二二)二二九五



昭和59年胃がん検診率

地 区	対象者数	受診者数	受診率%	会 場
主に 米、間の原 長坂、柏野、赤湊	439	122	27.8	米小体育館
上下羽太、虫笠 中久保、真名子	386	78	20.2	上羽太公民館
熊倉、鶴生	300	102	34.0	西一中体育館
上下折口原、 真船	543	154	28.4	文化センター(2回分)
追原	168	65	38.7	追原公民館
川谷、甲子、芝原	304	84	27.6	報徳集落センター
一の又、伯母沢 黒森	200	56	28.0	一の又多目的 集落センター
原中、黒川	541	142	26.2	農民研修センター
大平	125	47	37.6	勝負沢公民館
上新田、小田倉	267	96	36.0	上新田転作技術 研修センター
下新田	183	49	26.8	三菱製紙(株)体育館
合 計	3,456	995	28.8	

# 健康第一

## 高めよう検診率

今、新聞紙上で一番際立っている記事は、と聞かれたら、あなたは何とお応えになるでしょう。種々明るい記事、暗い記事等ありますが、特に近頃気になる記事は、「ガン撲滅」「ガン追放」等に関する記事ではないかと思えます。西白河郡内においても、矢吹町では昭和四十八年三月に早くも「ガン追放宣言」を全国に先駆けて行っており、その先進性が十数年後の現在になって評価されております。地道な努力とアイデアが時代の趨勢の中で

脚光をあびた好ましい例といえましょう。この矢吹町の例や保健衛生事業の電算化で有名な大越町や大玉村に触発されてか、昭和六〇年、只見町では三月定例議会において「ガン撲滅の町」を満場一致で決議しております。



ガン死<sup>ガン</sup>を目指し、住民の健康を願っているのは宣言を出している市町村だけではありません。国民の健康を守るのは国の役目であり、県民の健康は県が市町村民の健康は市町村が、家庭の健康はお父さん、お母さんが守っていかねければならないことは言を待つ必要がありません。しかし、上表が示す通り、西郷村の検診率は決して高い方ではありません。健康は自分で守るもの——とはよく言われますが、健康チェック(検診)を受けずに疾病を防ぐことはできません。まず、最初に検診を受けることから健康づくりを始めましょう。

### お願い ゴミの分別 収集

来る六月一日より、ゴミの分別収集が開始されます。ルールを守って清潔な村づくりにご協力下さい。

なお、ゴミは透明袋に入れ、分別をキチンとして出して下さるよう重ねてお願い申し上げます。



### 予防接種は 親の役割

結婚して、妊娠すると、母子手帳が市町村から交付されます。この母子手帳は妊娠してから小学校入学前までのお子さんの大切な記録となるわけですが、徑往にして「健康だから……」と乳児健診や予防接種をさぼっているお母さんやお父さんがおいでになるようです。

もう一度考えてみましょう。どうして予防接種が必要なのでしょう。それに、どんなに大きくてかしくいお子さんでも一人では予防接種を受けられません。予防接種は親の役目、お子さんの体調に常に気を配り、接種日を忘れないで、早い機会に受付けてあげて下さい。

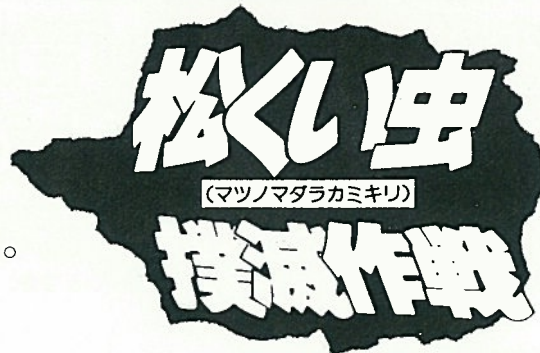
お子さんの成長と共に、母子手帳も手アカやほこりで多少は汚れたり、破れたりしますが、汚れようが、母子の愛情の絆として末永く残ることでしよう。



松くい虫は松の伝染病です。

あなたの松林は **伝染源**

になっていませんか。



●松はどのようにして枯れるのだろうか？

これはマツノザイセンチュウが、健全な松の材の中に入って

内部の樹脂道や細胞を破壊してしまふためです。

マツノザイセンチュウは、体長が〇・七ミリメートルの極めて

小さな線虫で、松くい虫（マツノマダラカミキリ）の体に付着して

新しい松へ移動します。マツノマダラカミキリは元来衰弱した松にし

か産卵をしません、自分で運んだセンチュウの作用で松が弱り、

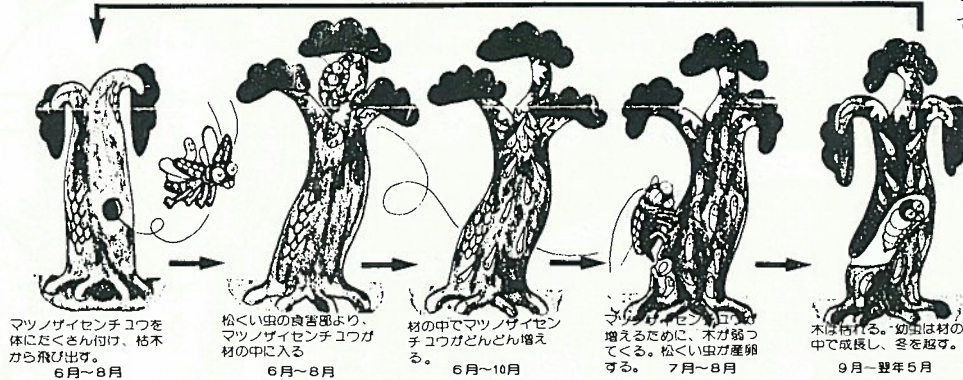
樹脂の出が止つてくるので、うまい具合に産卵が出来、ふ化した幼虫も育つことが出来る

ことになります。

つまり、カミキリは線虫を運ぶ代償として、自分が産卵する松を用意して貰う訳です。

このような巧妙な共生関係で松枯れが起り、広がってゆくのです。

(松くい虫が松を枯らしながら伝染する仕組み)



●松くい虫を撲滅するためのお願い

① 松くい虫の被害を一日も早く

終息させるため、計画的な防除事業を実施しております。皆さんも次の点については是非ご協力ください。

② 所有する松林を常に巡視して被害木の早期発見に努めてください。

③ 被害木は早目に伐採し、薬剤を散布するか焼却してください。

④ 被害木をそのまま放置した

所、林業試験場、森林保全課

り移動しないでください。

④ 松林は手入れを怠ると松くい虫被害をうけやすくなると言われております。

適切な保育作業（下刈り、つる切り、除伐、間伐など）を励行してください。

▼なお、詳しい防除についてのご相談は下記へおたずね下さい。

西郷村、森林組合、林業事務所、林業試験場、森林保全課



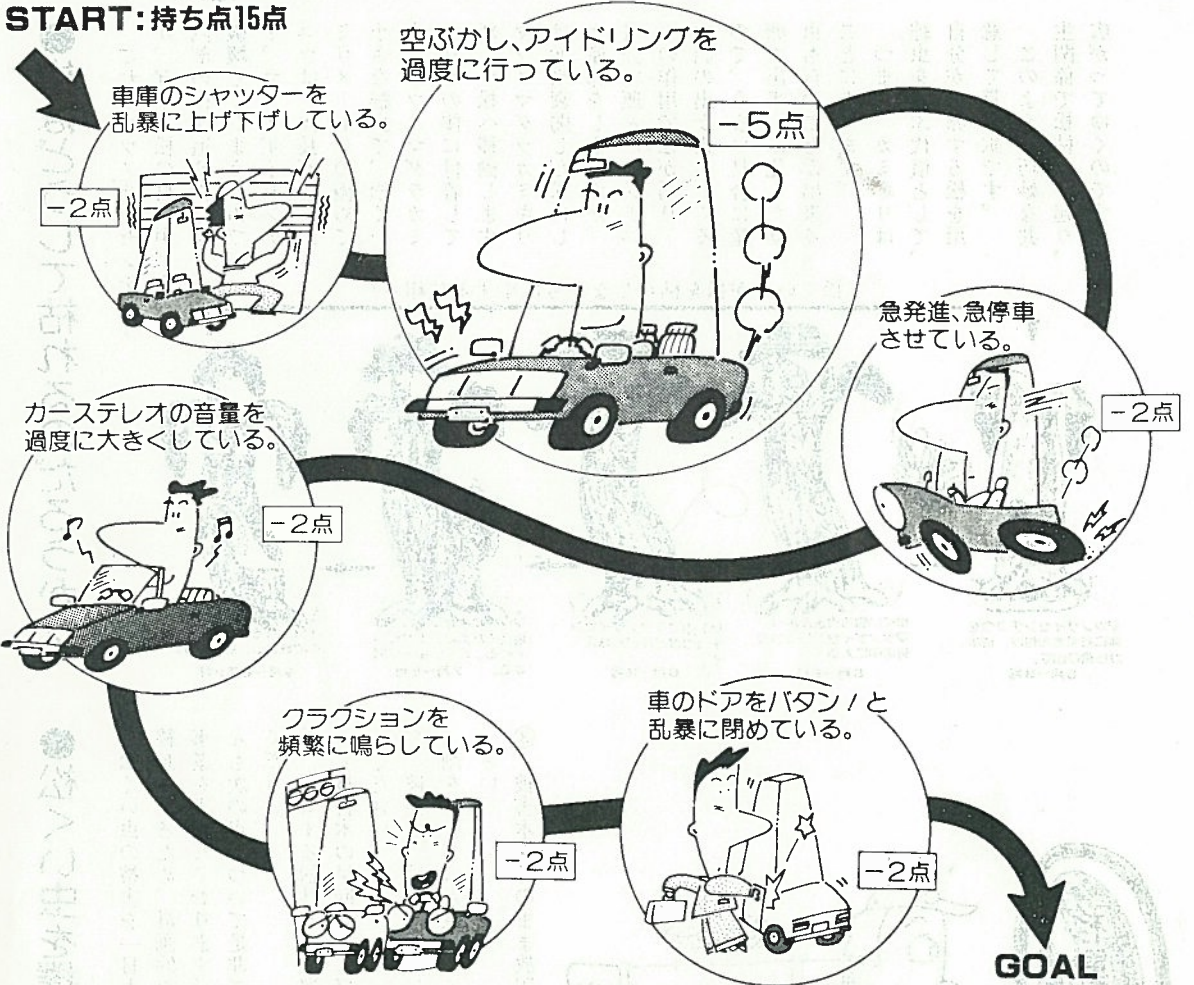


# 空ぶかし騒音は、「静けさ違反」です！ あなたも自主点検してみましょう。



マイカー利用時、あなたが出している騒音を、持ち点15点の減点法でチェックしてみましょう。  
6つのイラストの内容に該当すれば、内の点が減点されていきます。  
GOALした時、あなたは何点残しているでしょうか。

**START: 持ち点15点**



■空ぶかし音は、迷惑となる近隣騒音のトップです。  
昭和58年度、環境庁のモニターアンケート「近隣騒音について」の調査結果をみると、「自動車・オートバイの空ぶかしの音」が、「迷惑をうけたことがある騒音」の第一位(回答者の41%)となっています。

■空ぶかし音は、加害感より被害感の強い騒音です。  
また、環境庁が行った生活騒音に関する調査の中では、自動車の空ぶかし音は加害感より被害感が強い騒音であるという結果がでています。  
ドライバーの一人一人が、車の利用時には、このような点に十分気をつけ、静かな運転を心がけたいものです。

持ち点の低い人ほど、「静けさ違反」です。  
車内にいると気にならない音も、車外ではうるさく響いている場合があります。特に早朝や深夜の際のマイカー利用は、できるだけ騒音を出さぬよう気をつけましょう。良いマナーの運転は、車の安全や保護にもつながります。

静かな村 みんなの村  
西郷村



# Q & A

## 相談コーナー

### 息子が退職金をもらったが老齢福祉年金はうけられるか

現在、息子に世話になっており、老齢福祉年金をうけています。

今度、息子が会社をやめ、退職金をもらいましたが引き続き老齢福祉年金をうけられますか。

福祉年金は、全額を国の負担でまかっていることから、所得が一定以上ある場合（所得制限）は年金を遠慮していただくことになっています。

しかし、この所得額のなかには、会社などをやめてもらう退職金は含めないことになっています。

ですから、あなたと奥さん、そして、息子さんの退職金を含まない所得の額が、それぞれ老齢福祉年金をうけるための、所得制限の限度額以下であれば、今までどおり老齢福祉年金はうけられます。

二十一世紀に入るとわが国は高齢化社会をむかえます。高齢化社会の話題になると年金問題がまずあげられます。現在三十代であってもいづれ老後はやってきます。老後の生活は支給される年金だけで生活しようとすれば、その年金額だけでは十分でないということもあるかもしれません。老後の生活とは、若いころからの総決算ともいえます。自分

の老後の経済的保障のすべてを年金にまかせるといえるのではなく、自分自身の努力も必要になります。みなさんの中には、これからの高齢化社会を否定的に見すぎて、国民年金保険料の支払いや加入にためらいを感じたりする人もあるようですが、一時の不安で国民年金に背をむけたりせずにきちんと保険料を支払って明るい老後をめざしたいものです。

# 国民年金

## 窓



## 住所が変わったら 国民年金も届出を

国民年金の加入者が住所を変更したときは、市役所、町村役場で転出入届と同時に、国民年金の手続きもしてください。

手続きを忘れると、今後の納付方法についてお知らせできなくなり、たいへん困ることになります。

将来、確実に年金をうけられるようにするためにも、必ず届出をしてください。

また、国民年金をうけている人も住所や年金をうけとる（支払機関）を変更したときは、「住所、支払機関変更届」を提出しましょう。

## 年金をうけている人も忘れずに

この届を提出しないでいると、

年金がうけられなくなったり、年金の支払いに必要な書類が届かなくなってしまう、たいへん困ることになります。こういうことがないように必ず届け出るようにしてください。



## どうなるの!?国民年金制度

二十一世紀に入るとわが国は高齢化社会をむかえます。

高齢化社会の話題になると年金問題がまずあげられます。

現在三十代であってもいづれ老後はやってきます。老後の生活は支給される年金だけで生活しようとすれば、その年金額だけでは十分でないということもあるかもしれません。老後の生活とは、若いころからの総決算ともいえます。自分

### 現況届の

### 提出時期です

### 来月は

五月は、国民年金の障害、母子（準母子）、遺児、寡婦年金をうけている方が「現況届」を提出する時期です。用紙が送られてきたら、忘れないよう早めにご提出しましょう。





## 自衛官募集 !!

防衛庁では、陸・海・空自衛官を募集しております。

健全な生活、安定した職場  
最先端の技術修得……そこにあるの  
あなたの明るい将来があります。

若いあなたの 入隊を  
お待ちしております。

◎身 分 特別職国家公務員

◎応募資格 18才以上25才未満の  
日本国籍を有する男子

◎初 任 給 101,400円、10ヶ月後  
110,500円となり、その後は年  
1回昇給。

衣・食・住は無料支給。

海上自衛隊艦船乗組員には本  
俸の3～4割程度の手当のほか  
に航海手当も支給されます。

◎賞 与 年3回、約4.9ヶ月  
分。その他寒冷地手当など諸  
手当が支給されます。

手続きなど詳しくは役場総務課  
(25-1111 内線 225)まで気軽  
にお尋ね下さい。

## 分譲住宅譲受人募集 —— 上野原団地 ——

福島県住宅供給公社では下記のと  
おり住宅金融公庫融資付分譲住  
宅の譲受人を募集いたします。

記

### 受付期間

昭和60年5月25日(土)～6月3日(月)

### 受付場所

西郷村役場 企画調整課

電話 (0248) 25-1111

### 募集団地および戸数

上野原団地 一般分譲住宅10戸

### 申込資格

一般、地域特別分譲住宅の共通事項

○自ら居住するために住宅を必要  
とし、福島県内に居住するか、  
勤務先を有し、購入しようとする  
住に同居予定の世帯員（同居  
家族）がある方、あるいは40  
才以上の単身者。

○当社が指定する期日までに自己  
資金の納入ができ、公庫融資金  
の償還が確実にできる収入の  
ある方。

住宅金融公庫融資について

低利で、長期割賦返済（償還期  
間25年）のできる融資が付き  
ます。

詳細については、5月中旬に申  
込書をふくむ募集要項を受付場所  
に用意しておりますので、お求め  
のうえご覧ください。



## 消費生活に 関する相談は 消費生活相談員へ

昭和30年代以降の大量生産・大  
量消費の時代を経て、近年の私  
たちの消費生活は大変豊かになり  
ましたが、その反面、欠陥商品や  
新しい販売方法（訪問販売クレジ  
ットなど）によるトラブルが増  
加しています。

こうしたことから、福島県では、  
日常の消費生活で生じたトラブル  
で困っている方々のために、在宅  
消費生活相談員を委嘱して、消費  
生活に関する苦情や相談をお聞き  
し、一緒に考え、解決するための  
お手伝いをしております。

本村の福島県消費生活相談員は  
次の方ですので、お気軽に御相談

ください。

記

住 所 西郷村大字小田倉字  
原中143-1

氏 名 駒 井 アツ子

電話番号 (0248) 25-3555

## 有線放送電話室から

有線放送電話運営につきまして  
は、日頃皆様は大変お世話にな  
っております。さて、有線放送電  
話室では、村民の皆様すべての方  
々にご利用いただけるよう電話料  
金の値下げと営業宣伝放送を昨  
年4月より実施しております。何  
分話しても使用料金は、月々500  
円です。

物価高な折、有線放送電話に再  
加入して子供達の勉強のお友に  
一家に一台、ぜひ再加入して下さい。  
営業宣伝放送料は、次のようにな  
ります。村内に事業所等を有する  
ものについては300字詰原稿用紙  
1枚1回1,000円、その他は、2,000  
円となります。

放送を希望される商工業者の方  
は、申し込み用紙が有線放送電話  
室にございますので、放送原稿と  
印鑑をお持ちになり料金をそえて  
お申し込み下さい。又、ホットな  
情報やご意見、ご希望などあり  
ましたら、どんな事でも結構です  
ので、お便り、又は、お電話で、  
(25-1111 内線 312番)有線放  
送電話室までお寄せ下さい。お  
待ちしております。

